



佐賀労働局発表
平成 29 年 10 月 6 日（金）

担	厚生労働省佐賀労働局職業安定部 需給調整事業室長 出島幸雄
当	需給調整指導官 伊勢藤則・福田将之 TEL 0952-32-7219 FAX 0952-32-7223 http://saga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

「労働者派遣法・改正職業安定法に係る説明会」を派遣先・派遣元に分けて開催

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が平成 27 年 9 月 30 日から施行されていますが、一部の派遣元・派遣先事業所において、改正法の理解不足等による違反事項が確認されています。

また、改正職業安定法が平成 29 年 3 月 31 日に成立し、求人者や募集情報等提供事業者が指導監督の対象となる等、新たな規定が設けられています。

このため、佐賀労働局では、次のとおり「労働者派遣法・改正職業安定法に係る説明会」を開催します。

1 開催日時

○ 平成 29 年 10 月 23 日（月）

・ 10 : 00 ~ 12 : 00 (9 : 30 受付開始) ・ 派遣先事業所を対象

・ 14 : 00 ~ 16 : 00 (13 : 30 受付開始) ・ 派遣元事業所・職業紹介事業所を対象

2 開催場所

○ メートプラザ佐賀 多目的ホール (406 席)

佐賀市兵庫北三丁目 8 番 40 号 TEL 0952-33-0003

3 参加対象

- ◇ 佐賀県内に所在地を置く派遣元事業所・職業紹介事業所
- ◇ 佐賀県内の派遣先事業所へ労働者派遣を行っている派遣元事業所
- ◇ 派遣労働者を受け入れている(予定含む)佐賀県内の派遣先事業所
- ◇ その他説明会の参加を希望する佐賀県内の事業所

【説明会の内容】

1 改正職業安定法(平成 29 年 3 月 31 日成立)の概要について

職業安定法が改正されたことに伴い、求人者、職業紹介事業者及び募集情報等提供事業者(求人情報サイト、求人情報誌等)が遵守すべき事項や責務について、改正の概要(求人者・募集情報等提供事業者に対する指導監督の規定、求職者に対する労働条件の明示等)を中心に説明します。

2 労働者派遣法の留意事項及び整備すべき書類等について

平成 27 年に改正された労働者派遣法の概要及び留意事項(期間制限、抵触日の通知、派遣契約の締結、労働者派遣法に係る整備すべき書類)について、違反事項を踏まえながら説明します。

3 中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた対策について

「働き方改革」に取り組む中小企業・小規模事業者に対する国の支援制度の概要について説明します。

4 旧特定労働者派遣事業所に係る労働者派遣事業許可申請について

旧特定労働者派遣事業所については、平成 30 年 9 月 29 日までは改正前の旧特定労働者派遣事業を営むことができますが、当該日以降は労働者派遣ができなくなることから「新規許可申請手続き」について説明します。

「労働者派遣法・改正職業安定法に係る説明会」 開催のお知らせ

佐賀労働局では、下記のとおり派遣先及び派遣元・職業紹介事業所対象の説明会を午前・午後に別けて開催します。

1 開催日時

- 平成 29 年 10 月 23 日(月)
 - ・ 午前の部 10:00～12:00 (9:30 受付開始) ・ 派遣先事業所を対象
 - ・ 午後の部 14:00～16:00 (13:30 受付開始) ・ 派遣元事業所・職業紹介事業所を対象

2 開催場所

- メートプラザ佐賀 多目的ホール (406 席)

佐賀市兵庫北三丁目 8 番 40 号 TEL 0952-33-0003

3 内容

- ◇ 改正職業安定法(平成 29 年 3 月 31 日成立)の概要について【全事業所対象】
- ◇ 労働者派遣事業に係る留意事項及び整備すべき書類等について【派遣元・派遣先対象】
- ◇ 中小企業・小規模事業所における「働き方改革」実現に向けた対策について【全事業所対象】
- ◇ 旧特定労働者派遣事業所に係る労働者派遣事業許可申請について【旧特定派遣元対象】

4 参加対象

- ◇ 佐賀県内に所在地を置く派遣元事業所・職業紹介事業所
- ◇ 佐賀県内の派遣先事業所へ労働者派遣を行っている派遣元事業所
- ◇ 派遣労働者を受け入れている(予定含む)佐賀県内の派遣先事業所
- ◇ その他説明会への参加を希望する佐賀県内の事業所

5 参加申込方法等

平成 29 年 10 月 16 日(月)までに裏面「労働者派遣法・改正職業安定法に係る説明会」参加連絡票を御記入の上、FAX 又は郵送でお申し込みください。

また、会場の都合上、申し込み多数の場合は、参加希望人数を調整させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

参加申し込み・お問い合わせ先

佐賀市駅前中央 3 - 3 - 20 佐賀第二合同庁舎 6 階
佐賀労働局職業安定部 職業安定課 需給調整事業室
TEL:0952-32-7219 FAX:0952-32-7223

F A X 送 信 票

送付先 佐賀労働局職業安定部 需給調整事業室 宛

FAX : 0952-32-7223

(送信前に、FAX 番号を今一度ご確認ください。)

「労働者派遣法・改正職業安定法に係る説明会」 参加連絡票

企 業 名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

午前の部 (派遣先対象) 出席予定者数	午後の部 (派遣元・職業紹介事業所対象) 出席予定者数
人	人

- ◇ 御記入のうえ、平成 29 年 10 月 16 日 (月) までに FAX 又は郵送でお申し込みください。
- ◇ 当日、受付にて「名刺」を御提出頂く場合は、受付名簿の記入は不要です。
- ◇ 会場の都合上、申し込み多数の場合、参加希望人数を調整させていただきますので、あらかじめ御了承ください。